

金沢区公告第 53 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月17日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料額決定通知書（令和8年6月発送分） ----- -----	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

別紙 介護保険料額決定通知書（令和8年 6月発送分）

氏名
佐藤 亥之吉
若林 英子
井上 智之
御園 岩雄
水竹 アキ子
KAKUBO LUIZ CARLOS HIROSH
齋藤 貞子
影澤 秀昭
相澤 靖子
野里 由雄
本杉 洋子
飯野 しづゑ
望月 旬江
遠藤 輝寛子
橋口 英司
望月 悦子
宮下 千恵美
首藤 操
影澤 敬子
濱野 一廣
三橋 とし子
金子 恭雄
安住 節子
出頭 康三
出頭 美子
白田 敬子
高橋 恭子